

第3回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和 2 年 9 月 2 5 日 開会

令和 2 年 9 月 2 5 日 閉会

浦幌町農業委員会

令和2年9月25日 第3回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場3階大会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時20分

1 出席委員

1番	広瀬雅彦	2番	松村竜幸	3番	山本盛
4番	伊藤光一	5番	小野木淳	6番	石塚健一
7番	福田和己	8番	大坂有	9番	山村幹次
11番	木南和徳	12番	石森正浩	13番	小川博幸

2 欠席委員

10番 高木政志

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行
農地係長 小川裕之
主事 河上彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第1号 土地現況証明願について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認
について
- 日程第 6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

4 議事内容 午後2時00分開会

○坂下事務局長 皆さん、こんにちは。ただ今から農業委員会総会を始めていきたいと思えます。総会の議事につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 本日、議席番号10番高木委員より所用のため欠席する旨の報告がありましたのでご報告をさせていただきます。

ただ今の出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第3回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第12条第2項の規定により、議席番号5番小野木委員、6番石塚委員を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただ今報告が終わりました。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 土地現況証明願について

○小川議長 では日程第4、議案第1号「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。令和2年9月25日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の2件でございます。

1件目、土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者は、東京都中央区に住所を有する共有名義の方10名。申請人は、東京都中央区に住所を有する方。願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、8月20日に伊藤委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたとこ

ろ、利用状況は雑種地でありました。

2件目、土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、住吉町に住所を有する方。願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、8月20日に伊藤委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は宅地でありました。

議案書3ページから4ページに願出地の位置図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の2件の説明に関連して、地区担当の伊藤委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○伊藤委員 1件目の申請地につきましては、ただ今事務局の説明のとおり8月20日に現地を確認したところ、市街地内にあり雑草が生い茂っている状況であり、現況地目は雑種地でありました。

2件目の申請地につきましては、ただ今事務局の説明のとおり8月20日に現地を確認したところ、市街地内にあり倉庫が建っている状況であり、現況地目は宅地でありました。以上、報告といたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。
(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は願出のとおり証明することに決定をいたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の
成立状況の確認について

○小川議長 次に、日程第5、議案第2号「農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○小川係長 議案書6ページをご覧ください。議案第2号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。令和2年9月25日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、下記の4件であります。

議案書7ページをご覧ください。賃貸人は、音更町に住所を有する方。賃借人は、相川に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成29年12月25日に賃貸借されましたが、令和2年8月28日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書8ページをご覧ください。賃貸人は、音更町に住所を有する方。賃借人は、相川に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成28年12月1日に賃貸借されましたが、令和2年8月28日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意

解約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書9ページをご覧ください。賃貸人は、音更町に住所を有する方。賃借人は、平和に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成26年12月1日に賃貸借されましたが、令和2年8月21日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書10ページをご覧ください。賃貸人は、大樹町に住所を有する方から委任を受けた農地利用集積円滑化団体浦幌町。賃借人は、トイトツキに住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成26年2月28日に賃貸借されましたが、令和2年8月31日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいま説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 日程第6、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書12ページをご覧ください。議案第3号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和2年9月25日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の賃貸借案件1件、使用貸借案件1件でございます。

番号15番。貸主は、札幌市に住所を有する方。借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、4筆合わせまして86,449平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和2年9月28日から令和12年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、相続した土地を借主の申し出により賃貸する。借主は、経営の規模拡大のためであります。

番号16番。貸主は、宝生に住所を有する方。借主は、宝生に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、5筆合わせまして26,391平方メートルです。契約の種類は使用貸借で、価格は発生しません。契約期間は、令和2年9月28日から令和12年12月31日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、独立した認定農業者として経営を開始出来るよう協力するため。借主は、経営を開始しより一層農業に専念したいためであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域と

の調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。

議案書13ページから15ページに3条番号15から16の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の2件に関連して、地区担当の木南委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 番号15番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営の規模拡大のため賃貸借する内容であります。

また、番号16番につきましては、経営を開始し、より一層農業に専念するために使用貸借する内容であります。

9月5日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 はい、ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第3号を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日附議された議案すべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ございませんか。

(「はい」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それではこれもちまして第3回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時20分閉会